

宝塚市立高司中学校

PTA 規約・規程集

宝塚市立高司中学校 P T A 規 約

第1章 総 則

第1条 (名称および事務所)

この会は、宝塚市高司中学校PTA(以下本部という)と称し、事務所を宝塚市高司2丁目3-1高司中学校内に置く。 ※ 以下「高司中学校」を「本校」という。

第2条 (目的と基本理念)

本会の目的は、本校における教育支援と、生徒の福祉増進を図ることである。
この目的に関する基本理念を以下に掲げる。

- (1) 学校と家庭との関係を緊密にして、生徒の人的成長と学校教育の資質向上に資する。
- (2) 「家庭・学校・地域」の連携の重要性に鑑み、生徒の福祉増進を地域社会の営みの中で模索する。

第3条 (事業活動) ※ 以下「事業活動」を「活動」という。

本会は、前条の目的を達成するため、人間的「ふれあい」を基調として次の活動を行う。

- (1) 会員の研修と親睦に関すること。
- (2) 家庭教育の振興に関すること。
- (3) 本校の教育的環境の整備・改善に資すること。
- (4) 生徒の福祉増進に資するための地域連携に関すること。
- (5) 児童・生徒の福祉向上を目的とする他の団体・関係諸機関との連携に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

第4条 (方針)

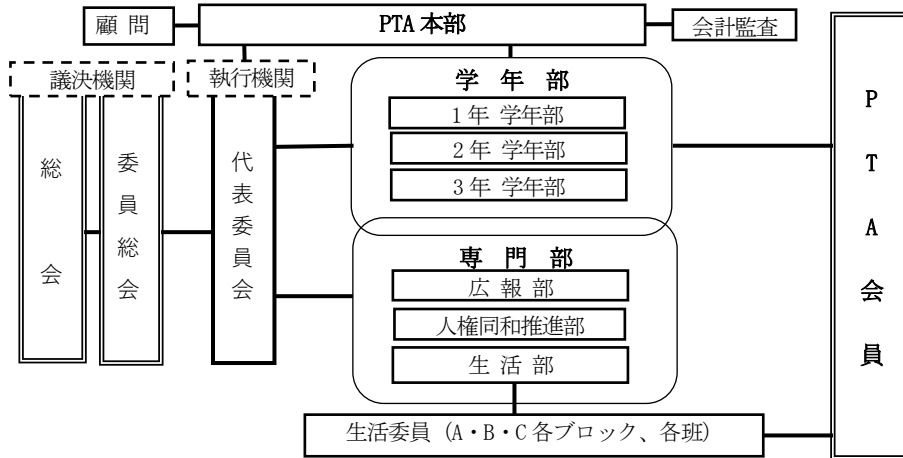
本会は、以下の方針に基づいて活動を行う。

- (1) 非営利的、非宗教的、非政党的であること。
- (2) 自主的、民主的であること。 他のいかなる勢力の干渉も、受け入れないこと。
- (3) 学校の管理運営・人事に干渉しないこと。

第2章 組 織 と 機 関

本会は、任意加入の団体であり、本校在籍の(生徒の)保護者と在職の教職員とで組織される。
会員は平等の権利と責務を有し、構成員として、積極的な参画と協力が期待される。
前章の方針に従い、その目的を達成するため、以下の常設組織と機関をもって活動する。

第1条 (構成) 【常設(事業活動)組織と機関図】



事業活動を遂行するために「PTA本部」の下に「学年部」と「専門部」を設ける。

- (1) PTA本部(以下本部という)は、執行機関と常設組織において中心的役割を担う。
学校行事への積極的な協力と支援、地域団体および外郭団体との連携のほか、学年部・専門部の支援と調整を図る。また、生徒の諸活動、会員の教育・福祉・環境に関する自主活動への側面援助を行う。
- (2) 「学年部」「専門部」をそれぞれ構成する組織として、「1・2・3学年部」および「生活部」・「広報部」・「人権同和推進部」を設ける。
- (3) 「生活部」は、専門部でありながら、その任期の差異(3月～翌年2月)により、半独立的組織体として位置づけられる。
- (4) 本部に属する者を、「執行役員」といい、顧問及び会計監査は、執行役員とはしない。他の学年部、専門部に属する者を「委員」という。なお、学年部の部長を「学年長」といい、生活部の委員を、通例「生活委員」という。顧問は、総会・委員会・代表委員会のすべてにおいて、発言、発議、議決の権利を有する。

第2条 (執行役員と顧問、会計監査)

執行役員と顧問、会計監査について任務と選出手順および任期を定める。

(1) 任務と資格

- ・執行役員(会長・副会長・会計・書記)は、発議、議決において平等の地位と権利と責任を有する。
 - ① 会長は、本会を主宰・代表し、会務を統括する。
 - ② 副会長は、会長を補佐し、会務を調整する。会長が事故の場合、これを代行する。
内1名は、学校側窓口として教職員間と校内の連絡調整に当たる。
 - ③ 会計は、本会の経理業務一切を担当する。
 - ④ 書記は、会議の記録、各種文書の管理・印刷、PTA室使用に係る調整等を行う。
- ・顧問は、会長の諮問に応じる。又、本会の目的を達成するために、必要な意見を具申する。
- ・会計監査は、本会の会計の監査に当たる。9月末締めで中間監査、3月末締めで決算の監査を行う。
中間監査報告は(12月)委員総会で行い、決算監査を総会で報告する。
監査においては、項目間流用を認める。

(2) 選出手順 ※「若干名」を本会では「4名を越えない人数」と規定する。

- ① 会長は、選考委員会の指名により内定され、総会において承認されなければならない。
但し、教職員は候補者に該当しない。
候補者が並立した場合は、別に定める「選挙規程」による投票において決定する。
- ② 副会長(若干名)の選出方法は、会長に準じるが、内1名は、会長が教職員に委嘱し、通例教頭がその任に当たる。
- ③ 会計(若干名)の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。
- ④ 書記(若干名)の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。
- ⑤ 顧問(若干名)の内1名は学校長が就任し、他は会長が委嘱する。
退任する前役員より選出し、再任を妨げない。
- ⑥ 会計監査(2名)は、通例前年度会計がその任に当たる。留任等の理由により欠員する場合は、1名を前年度本部役員より、他を選出免除期間中の役員経験者より選出する。

(3) 任期

役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

顧問を除いて欠員が生じた場合は、委員総会に諮(はか)り、補充することができる。

第3条 (委員)

常設組織の委員について、それぞれの組織での①任務と②選出手順および③任期を定める。

(1) 生活部

- ① 本会の地域活動における推進役・窓口として活動する。
- ② 各地区に若干名選出する。地区ごとの委員数は、生活部会において決定する。
- ③ 委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。
欠員が生じた場合、選出母体から補充する。任期は前任者の任期の間とする。
- ④ 1家庭あたり原則1回以上選任されるものとする。但し、複数回の選任を妨げない。

(2) 学年部

- ① 学年・学級における会員相互の親睦と、教職員との連携により本会の目的達成のための活動を推進する。
- ② 委員数・選出方法は委員総会において決定する。
- ③ 委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。
欠員が生じた場合、選出母体から補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第4条 (代表委員)

各部の部長・副部長を「代表委員」といい、本部役員・顧問とともに執行機関である代表委員会を構成する。

(1) 任務

- ① 部長は、定例又臨時に部会を招集し、会議・活動を推進する。
副部長は、部長を補佐し、時に代理する。
- ② 部員(委員)は、正副部長に協力し、活動に当たる。

(2) 選考手順

- ① 正副部長は、部員(委員)の互選による。
- ② 生活部では、部長1名、副部長2名とする。いずれも、各ブロック長を兼務する。

第5条 (経費補助)

(1) 役員、委員の諸活動は、原則無償によって行われる。

(2) 外郭団体等の行事に参加した場合、別途定める規程によって実費支給する場合もある。

第6条 (役員、委員の選出免除)

役員・委員の経験者は、その功労により一定期間、(選出において)免責される。

(1) 役員

- ① 過去5年間の執行役員経験者は、役員・委員の選出対象外とする。
- ② 「運営規程 第7条」に該当する者。
- ③ 但し、立候補する場合は、これを妨げない。

(2) 委員

- ① 過去3年間の委員経験者は、役員・委員の選出対象外とする。
- ② 「運営規程 第7条」に該当する者。
- ③ 但し、立候補する場合は、これを妨げない。

第7条 (機 関)

本会の目的を達成するために、**議決機関**として総会および委員総会を、**執行機関**として代表委員会を設ける。

第8条 (総 会)

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

(1) 付議すべき事項

- ① 前年度活動報告と決算の認定。
- ② 新年度執行役員(内定者)・顧問・会計監査の紹介と承認。
- ③ 新年度活動計画と予算案の提案と承認。
- ④ PTA会費の増減。
- ⑤ 規約の改廃。
- ⑥ その他 目的達成に係る事項の討議と承認。

- ・ ①～⑤以外の議案については、事前に(3月末まで)生活部・学年部を通して本部に申告し、本部役員会の承認を得る。
- ・ 本部の承認を経ない動議、前章第4条(方針)に違背する案件の提出を認めない。

(2) 開催時期

- ① 通例、4月下旬に前年度会長が招集する。
- ② 臨時総会は、全委員又は会員の「5分の1以上」、又は会長の発議により、会長が速やかにこれを招集する。

(3) 定足と議決

- ① 委任状を含め、会員の過半数で成立する。
- ② 議決成立は、出席者の過半数による。

第9条 (委 員 総 会)

委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり執行役員・顧問・全委員で構成される。欠席者の委任状を認める。

(1) 付議すべき事項

- ① 活動報告・中間会計報告の認定。
- ② 規程の制定、改廃
- ③ 総会議案の審議
- ④ 緊急議決を要する事案の処理

(2) 開催時期

- ① 每学期1回、会長が招集し、開催する。(7月、12月、3月)
臨時委員総会は、代表委員及び全委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかにこれを招集する。

(3) 定足と議決

- ① 委任状を含め、会員の過半数で成立する。
- ② 議決成立は、出席者の過半数による。

第10条 (代表委員会)

代表委員会は、本会の執行機関として執行役員・顧問・代表委員により構成される。

代表委員の代理人には、議決権を認めない。

(1) 付議すべき事項

- ① それぞれの委員活動に関する企画提案と審議。
- ② 予算案策定に関する審議。
- ③ 議決機関で決定された事項の、執行に係る行動計画の確定。
- ④ 学校行事に係る調整。
- ⑤ 地域団体、外郭団体に関する事案の報告と審議。
- ⑥ その他 当面する課題の解決のための審議。

(2) 開催時期

- ① 5月、10月、2月に会長が招集する(曜日を確定する)。
臨時代表委員会は、複数の執行役員及び代表委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかに、これを招集する。

(3) 定足と議決

会員の過半数で成立し、出席者の過半数によって議決は成立する。

第11条 (本部役員会)

執行機関の中核であり、各級会議の設定・種々の日程調整・当面する課題解決の方途を探る。

活動計画・予算案の策定をはじめとする活動全般について、審議する。

毎月、定例に会長もしくは副会長が招集し、また臨時に開催して、不定に発生する課題に即時即応する。

第3章 特別委員会

必要に応じて、代表委員会もしくは委員総会の下に、「特別委員会」を設けることができる。

第1条（開設）

常設組織内での対応が困難と想定される場合に、特別委員会の設置を検討する。

- 第2章 第8条（1）の④～⑥等に係る検討をする場合。
- 本校の特別な周年行事等の事業推進の場合。

特別委員会を設置する必要があるときは、代表委員会もしくは委員総会に諮り、開設する。特別委員会は代表委員会もしくは委員総会が指名する会員によって構成される。また、顧問を指名することもできる。

第2条（解散）

特別委員会の解散は、任務を達成し承認されたとき、もしくは代表委員会が設置を決議した場合代表委員会の決定を受けて、解散する。

なお、年度を越えて継続する必要がある場合、委員総会の承認を経て、総会に報告される。

第4章 経理

本会の経理は、会費収入による。

第1条（会費）

会費は、生徒及び教職員1人あたり、月額250円とする。

第2条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

ただし、4月1日以降、総会までの期間における支出入は、新年度に算入する。

第3条（運用）

会計処理の運用に当たっては、「会計」の引継事項において細目を定める。

第5章 附則

第1条

この規約を運用するにあたり、別途活動規程を定める。

第2条

- ① この規約は、昭和54年4月27日より施行する。
- ② 平成58年5月12日 一部改訂
- ③ 平成12年4月25日 一部改訂
- ④ 平成15年4月28日 同推部と研修部とを統合、同推・研修部とする。（学級数減のため）
- ⑤ 平成15年5月7日 一部改訂
- ⑥ 平成17年4月27日 一部削除
- ⑦ 平成18年3月2日 一部改訂
- ⑧ 平成19年4月6日 「規約・規程集」改訂版として再編集。平成19年4月25日施行。
- ⑨ 平成19年4月25日 同推・研修部改め人権同和推進部とする。（名称を実態に反映）
- ⑩ 平成20年3月3日 第4章第1条（会費）の変更。平成20年4月25日施行。
- ⑪ 平成31年4月26日 一部改訂
- ⑫ 令和2年5月7日 一部改訂

宝塚市立高司中学校 PTA活動規程

(前 文)

この3章からなる活動規程は、PTA 規約に明記されていない、もしくは明記されている事項を詳細に補足し、その細目・手順・要領を提示するものである。

第1章 運 営 規 程

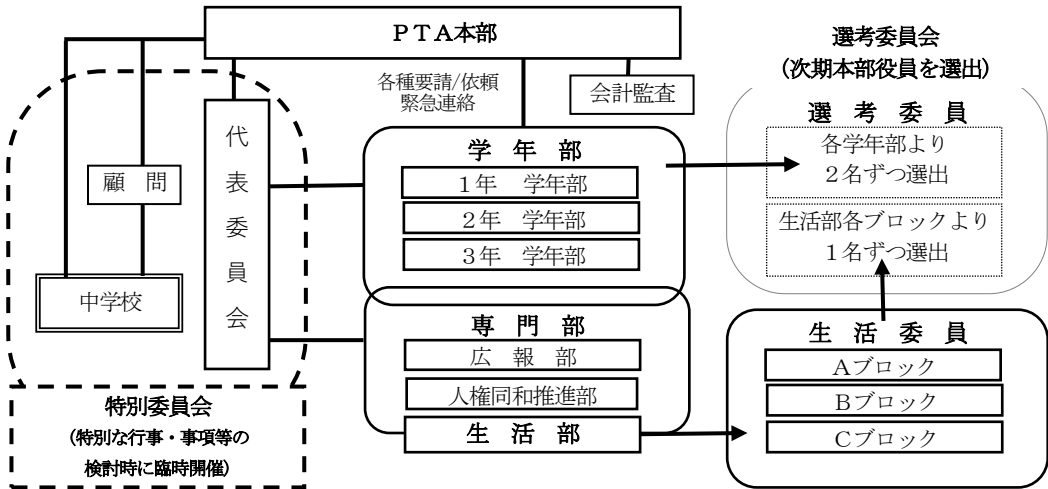
この規程は、本会の組織・運営の細部（手順・要領）を定義する。

第1条 (総 則)

- (1) 役員会・代表委員会・各分会は、学校又は会員より提案された各種案件の検討ならびに調整に当たる。
- (2) 各組織に属する委員は、定められた任務を遂行し、本会の円滑な運営と会員間の円満な関係構築に寄与する。

第2条 (執行機関と組織)

- (1) 本会は下図に示される、各部（委員会）等によって構成される。



- (2) 実線で囲まれた枠が、常設組織である。学年委員は各学年と各専門部活動とを兼務する。
- (3) 生活委員（ブロック1名）と学年委員（各学年2名）より 選考委員を選出する。選考委員は学年と専門部活動も行う。細い線で囲まれている理由は、常設組織でありながらも、活動時期が秋以降という限定的であるためである。
- (4) 点線で囲まれた特別委員会は、規約第3章第1条に基づき、臨時に設立・招集される。
- (5) 本部役員は、生活部・学年部・専門部より支援の要請依頼があるときは、これに適宜適切に対応協力する。

第3条 (本部および本部役員の役割)

PTA 活動における、中学校及び保護者の代表として、他の学校や社会教育団体・地域福祉団体と情報交換を行い、各委員活動が円滑に進められるよう援助し、更には保護者の主体的な課題解決にも便宜を図る。

★本部役員の主要な任務を下記に列挙する。

- (1) PTA 活動に関して学校との調整を行う。
- (2) 宝P協、教育委員会が主催（共催）する行事に参加する。
- (3) 代表委員会・委員総会において、司会を行う。
- (4) 各部（学年部・生活部・専門各部）との連絡を円滑に行う。
- (5) 高司中学校区 青少年育成市民会議に出席する。（会長・副会長が担当）
- (6) 宝P協活動には会長が主に理事として参画、会長は理事会報告を代表委員会にて行う。
- (7) 「PTA だより」を学期毎に作成配付する。
- (8) 委員名簿は委員に決定した者のみに配付し、年度末には責任をもって回収し粉砕処理する。

第4条 (生 活 部)

- (1) 校区内を A・B・C の各ブロックに分け、定期的な巡回活動を通じて地域の安全確保に寄与し、安全と環境改善にかかわる情報を集約し、分会及び代表委員会に報告する。 ☆ ブロック分割表は終段に掲示。
委員数については、地域人口動態に応じて考慮する。
分会において増減を決定し直近の代表委員会に報告することで、承認されたと見なす。

- (2) 主要な活動：ブロックごとの週1パトロール

高司中学校区青少年育成市民会議への出席、その他地域安全活動の推進

補助的活動：制服リサイクル

- (3) 生 活 委 員

各ブロック内を班分けし、1名の生活委員を選出する。

- 各ブロックで1名のブロック長と2名の副ブロック長を互選する。ほかに、書記2名と会計1名を互選する。別途、青少年育成市民会議担当を、2名互選する。
- (4) 各ブロックで1名の選考委員を選出する。
 - (5) 部会を、毎月1回予定した曜日又は日付で開催する。担当教職員との調整によっては前後することもある。部会では、代表委員会の議事・決定事項を必ず報告する。
 - (6) 部長・副部長は代表委員会に出席し、活動と部会内容を報告する。懸案事項の検討結果は、部の集約された意見として、報告する。
 - (7) 部長・副部長は4 P 会に出席する。
 - (8) 部会及び行事を終了した際、所定の報告用紙に記入し提出する。

☆ ブロック分割表

Aブロック	福井町、亀井町、亀井町ローレル、伊子志4丁目	光明・未成校区
Bブロック	御所の前、東洋町、高松町、高松町ガーデン、未成町	未成校区
Cブロック	高司1丁目、高司2丁目、高司3丁目、高司4丁目、高司5丁目、美幸町、大吹町、駒の町(※)	高司校区

※「駒の町」については番地により、高司4丁目又は大吹町に編入。

第5条 (学年部・専門部)

学年部委員は、学級・学年交流会、学年の教職員との委員交流会等のほか、各学年特有の行事のお世話役に徹する。学年部委員は、専門部(生活部を除く)の任を兼務する。

(1) 学 年 部

- ① 部長・副部長は担当教職員との会合を最低 月1回以上持って学年の現状把握に努める。担当教職員の部会への出席については毎回円滑に調整する。
- ② 各委員は、自身の学級担任との関係性強化に努め、円滑かつ円満な学級運営の手助けとなるよう活動する。
- ③ 学年部会、各レベルの交流会で出された会員の声を整理集約して、代表委員会で発表する。部会では、代表委員会の議事・決定事項を必ず報告する。
- ④ 交流会のテーマ等は、事前に担当教職員とよく相談する。必要な資料等有れば準備する。
- ⑤ 各学年から2名ずつ(次年度本部役員の)選考委員を選出する。

(2) 専 門 部

- a. 広 報 部 ※ 宝P協 広報研修会に参加する。
 - ① 広報誌の年間発行計画を立案し、引継要領に従いスケジュールや役割分担を行う。
 - ② 広報誌「たかつかさ」の発行。各号の企画及び取材、編集、印刷。企画及び取材については担当教職員とよく相談する。
 - ③ 他校広報誌を整理保管し、折に触れて会員に紹介して自他の広報誌を通して、PTA 活動への関心を高めるよう努める。
- b. 人権同和推進部 ※ 宝同協大会・阪神同教大会に参加する。
 - ① 人権・同和教育に関する学習会等への参加。(市・中央講座等)
 - ② 自己啓発・講演会・研修交流事業の企画・運営
〔例示〕：ふれあい学級の企画・運営、体育大会 PTA 種目の企画、学習会、給食試食会等。
 - ③ 「同推だより」の発行。

(3) 専門部の引き継ぎ手順と義務

- ① 各学年部でそれぞれ部長・副部長を決定する。
- ② 各専門部で部長・副部長を決定する。
- ③ 上記①、②の部長・副部長以外の部員が選考委員の対象となる。
- ④ 選考委員会は、各学年2名(計6名)と生活部・各ブロック1名(計3名)で構成され(9名)、互選により委員長・副委員長を決定する。
- ⑤ 新年度総会には、前年度各部長が記録・引き継ぎ事項持参、出席。総会后速やかに引き継ぎを行う。但し、他の部員が同席又は代行することもできる。

第6条 (役員及び委員の選出基準)

本会は自主的、民主的団体であるため会員の積極的参画と協力を期待する。

(1) 本部役員

選考委員(学年部委員6名、生活部3名)が選出する。

(2) 会計監査委員 (本部役員ではない)

会計監査(2名)は、通例 前年度会計があたる。欠員が生じた場合は選出免除期間中の役員経験者に依頼し委嘱する。

(3) 生活部 生活委員

- ① 各地区において、でき得る限り最高学年の保護者を選出する。
- ② 地区において選出困難な場合、ブロック内で協議の上1名を選出する。

(4) 学年部 学級委員

- ① 新学期の学級編成決定後、前年度学年委員の責任のもと、くじ引き抽選会を行う。
- ② くじ引きに不参加の場合でも、旧委員の責任による代理「くじ引き」の形をとる。

くじ引きに不参加の場合、いかなる理由があろうと免責しない。

③最初の学級・学年の交流（懇談）会における、新委員の紹介をもって承認となる。

④新1年生においては、役員により入学式終了後くじ引き抽選を行う。各クラス2名と補欠2名を選出する。本部役員が承知していない家庭事情等は、その場で申告する。

(5) 役員・委員選出免除の権利剥奪について

任期中に役員・委員として活動を全くしなかったか放棄したと判断した場合、次年度も選考対象として抽選に加える。その判断を本部または各部の協議・裁量に委ねるものとし、結果を本人に通告し会長に報告する。

第7条（役員・委員の選出免除）

以下に該当する者は、役員ならびに委員の選出を原則免除する。

(1) 1歳未満の乳幼児が家庭にいる者。

(2) 他校または本校において本部役員に決定（内定）の者。

(3) 学級委員については、他校又は本校にて生活（愛護・地区）部の部員もしくは生活委員に決定している者。

第8条（任期）

役員ならびに委員の任期を1年とする。但し、再任を妨げない。

第9条（4P会 / 地域連携）

(1) 4P会は、4校（高司中、未成小、高司小、光明小）の情報交換会として出発したが、校区内の高司児童館、未成幼稚園、わかかさ保育所をオブザーバーとして加え各校園の活動・生活安全面の情報と幼保小中の教育交流促進を目的とする。

(2) 4P会は、高司中学校PTA会長名で招請し、高司中学校で開催する。参加（招請）対象は各生活指導担当職員、各PTA本部役員、生活・愛護・地区部の部長（副部長）及び、(3)に定めるオブザーバーの方々とする。

※本校PTAは、原則、本部役員ならびに生活部長（副部長）参加。会長が司会を行い、書記が記録を担当する。生活部長は会長を補佐し助言する。

(3) オブザーバー出席者

校区内の高司児童館館長、未成幼稚園PTA本部役員、わかかさ保育所親の会役員

※（場合により）教育委員会青少年センター職員 ほか

第10条（部会）

・各部会での協議決定は、慎重にして、関連事項との整合性を得るものとする。

(1) 第1回部会は、総会後直ちに行い、年間行事予定・予算設定・連絡網作成を行う。年間行事予定と連絡網を担当の教職員と本部役員に提出する。

(2) 各部の行事・会合予定等は前月20日までに本部書記まで連絡する。

なお、代表委員会・委員総会において毎回確認する。

(3) 各部の定例部会は毎月第1～2週の間で開催する。

(4) 部会はPTA会議室（南館3階東端）を使用する。

(5) 各部担当の教職員とは日常連絡を密にし、部会（会合）への出席・助言等を依頼する。担当教職員が職務で欠席の場合、前後の相談・報告は必ず行うこと。担当役員も必要に応じて部会に出席する。

(6) 各部の活動費は年度初めに仮払いし、領収書は精算まで各部保管のこと。また領収書には「宝塚市立高司中学校」と明記してもらうこと。

⇒領収書は、支払日、支払先、支払内容、支払金額などが確認できるものとする（レシートも可）。

但し、領収書に記載がなければ、それらを証にする書類を添付する。

※税務署の取り扱いでは、宛名が無い、上記の内容が記載されているレシートでも有効なので、同様の取り扱いとする。

第11条（印刷物） ※対外用印刷物には全て学校名の前に、「宝塚市立」という名称を入れる。

(1) 印刷・コピーは、書記に事前連絡の上、PTA室において行う。

(2) PTA活動上の印刷物（配付物）には発行日の下に、会長名と担当部名・部長名を、上下に併記する。また、外部への提出印刷物は、必ず役員と教頭のチェックを受ける。

(3) 行事等の案内プリント（原則家庭数で配付）には、発行元の担当部名・部長名を記載する。また、受付の締切日を指定するプリントには、申込用部分に分ける「切り取り線」の下に締切期日を記載する。

(4) 委任状のように、押印が必要な文書には、その旨を明記する。

(5) 印刷途中において機器が故障した場合、直接業者に連絡せず、先ず役員に連絡し指示に従う。

第12条（交通費及び駐輪場代の支給）

承認された対外活動に参加した場合、条件により、その交通費及び駐輪場代を会計に請求することができる。

・宝塚市域では武庫川を越えた場所（左岸地域）、北部方面では西山小・宝塚第1小校区以北であれば交通費を請求することができる。

・鉄道は、阪急小林駅を起点として算定し、バス利用では下記第(3)項の範囲外とする。

・鉄道利用なおかつ宝塚市立小林自転車駐車場利用の場合のみ、交通費に合わせて駐輪場代も請求することができる。

（請求できない理由）

(1) 鉄道は、起点より1駅の場合。

(2) タクシー・自家用車利用の場合。

- (3) 西公民館・くらんど人権文化センター・中央公民館・アピア・市役所・校区内公共施設における行事、会合等への参加の場合。

第13条 (外 郭 団 体)

名称	(略称)	担当役員・委員	団体での職名
宝塚市P T A協議会	宝P協	会長	理 事
宝塚市人権・同和教育協議会	宝同協	副会長・同推部長	
高司中学校区 青少年育成市民会議	青少年	副会長 (2名) 生活部 (2名)	副 会 長 幹 事
小学校区 人権啓発推進委員会	校区人権	副会長 (3校を分担)	幹 事※
宝塚市学校給食会	給食会	副会長	理 事
宝塚市学校保健会	保健会	副会長	

※ (幹事でない場合もある)

その他

- ① コミュニティ・まちづくり協議会より、評議員等の派遣要請ある時、本部役員で協議の上、地域連携の観点により、協力・参画する。
 - ② 特定の地区のみを、偏重することは厳禁する。 但し、各地区住民の立場での兼職は、この限りではない。
- 【 宝 P 協 ・ 宝 同 協 関 係 】
「人権・同和教育」に関して (市内全公立中学校の中で) 順番で、発表担当校となる。⇒阪神同教大会で発表する。
- 【 教 育 委 員 会 関 係 】
「学校給食会」において (市内全公立中学校の中で) 順番に「常任理事」(毎年2校)として指名される。
⇒常任理事会 (年3回) に出席。(副会長)
同様に、「監事」候補として別途定める予定表に従い、理事長の諮問に応じて宝P協会長より推薦される。(会長)

第14条 (選 挙 管 理)

候補者並立の場合の選挙に関して、この条項を定める。

- (1) 選考委員会が、選挙の実施母体となる。
- (2) 選考委員会が、選挙の必要性を認めた場合、本部役員会に通告し、選挙手続きを開始する。

選挙手続き

- ① 選考過程を、選挙速報で、全会員に告知する。会長は、臨時総会招集の手続きを始める。
- ② 投票日程 (臨時総会) を本部役員会とともに決定し、①と同様に全会員に告知する。
- ③ 選挙人台帳を整備し、投票用紙を配付する。
- ④ 本部役員会 (執行役員) には、投票権はない。
- ⑤ 期間を定めて、期日前投票を受け入れる。
- ⑥ 当日は、執行役員、選考委員長、顧問、会計監査が、立会人となる。
- ⑦ 即時開票し且つ出席者に報告し、選挙速報を発行し結果報告を行う。

第15条 (附 則)

- (1) この規程は平成17年4月27日より施行する。
- (2) 当規程の制定により、以下の資料を廃止する。
 - ①役員・委員の役割分担資料
 - ②PTAのしおり
- (3) 平成17年度中、第5条・第6条 字句訂正及び追補を行う。
- (4) 平成18年度中、一部字句を追補・訂正し、再編集を行う。
- (5) 平成20年4月25日より、4P会構成変更を行う。
- (6) 平成28年度中、第12条訂正。駐輪場代請求可とする。図表や一部字句の修正を行う。

慶弔規程

この規程は、規約「第2章第9条(1)項④号」に基づき、会員等の慶弔（見舞い・餞別を含む）に関する事項を定める。

第1条（弔慰）

- (1) 会員（保護者・教職員）・生徒が死亡した場合、5,000円の香料と檜（しきみ）一対、または同等の香華を贈る。
- (2) 教職員の実父母・配偶者・子が死亡したとき、5,000円の香料を贈り、弔電を届ける。

第2条（慶福）

- (1) 教職員が結婚したとき、祝い金 5,000円を贈る。
- (2) 教職員又はその配偶者が出産したとき、祝い金 3,000円を贈る。

第3条（見舞い）

- (1) 会員（保護者・教職員）・生徒が、PTA（主催・共催・関連行事）活動中に災害を受け、1週間以上の入院又は2週間以上の休養をした場合、3,000円の見舞金を贈る。
- (2) 生徒が学校管理下に（登下校時含む）災害を受け、2週間以上の欠席（入院・休養）の場合、3,000円の見舞金を贈る。

第4条（餞別）

- (1) 教職員が退職・転出等により、本会会員資格を喪失したとき、3,000円の餞別を贈る。
- (2) 会員期間が1年未満の場合、役員協議により、相応の取り扱いとする。

第5条（その他）

- ◆ 特別な事情が発生したときは、その都度 役員協議により、その取り扱いを決定する。
- (1) 火災、天災等の取り扱い。
- (2) 本会と関係ある、個人・団体等の取り扱い。
- (3) 本会に、顕著な功労のあった者等の取り扱い。
- (4) 前各号に、想定する事情以外の取り扱い。

第6条（附則）

- (1) この規程は、昭和55年3月7日より施行する。

第2章 生徒の諸活動助成に関する規程

この規程は、規約「第2章第9条(1)項④号」に基づき、生徒の諸活動に伴う特別な支援を要する際の、支出に関する基準を定めるものである。

第1条（目的と範囲）

- (1) この規定の目的は、「教育」の範疇において行われる、生徒の諸活動の成果に期待し、その挑戦する精神を称揚することである。
- (2) 生徒の自主的な活動において特別な支援を要すると認められる場合（部活動以外）代表委員会、委員総会議決を経て、当該年度の予算枠内において支出する。

第2条（支援対象）

- (1) 県大会・近畿大会・全国大会に出場した場合、当規程に基づき「祝い金」を贈る。
- (2) 上記大会が行われる都市への距離、日帰り・宿泊の別、さらに個人・団体等の区別により、交通費・宿泊費補助を兼ねて、その金額を別に定める。
- (3) 第1条(2)項における対象とは一個人や団体ではなく、その活動の趣旨に賛同する事から派生する支出であり、その活動（計画を含む）それ自身が対象である。

〔例示〕： 生徒会活動。ボランティア活動。音楽・スポーツ等、部活外の諸活動。

高司中学校生徒を含む複数学校生徒の横断的自主活動等。

第3条（助成金）

- (1) 県大会・近畿大会・全国大会に出場した場合、一律5,000円の祝い金を部に対して贈る。
- (2) 阪神地域外での開催で、日帰りの場合、一律5,000円の祝い金を、部に対して贈る。
- (3) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴い、かつ個人出場の場合、その日数にかかわらず、5,000円×人数分の祝い金を、学校長を介して、個人に贈る。
- (4) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の場合、開催都市への距離等を勘案して、50,000円を上限に、祝い金を学校長を介して、部に贈る。
- (5) 第1条(2)項及び第2条(3)項における、活動（計画を含む）に対する助成は、当該事案の発生に応じて代表委員会で助成金を仮決定し、委員総会において承認する。
- (6) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の際、参加する生徒の個人負担が多額に上ると見込まれる場合、代表委員会に諮り、臨時総会を開催し、地域社会・団体等への支援要請その他必要な負担軽減策を講じる。

第4条（附則）

- (1) この規程は平成18年7月4日より実施する。

宝塚市立高司中学校 本部内部規程

高司中学校PTA本部 新旧合同役員会
平成19年 4月 19日発効

PTA本部の引継事項について補足する。

(1) 免除について

◆ 規定の説明

） 運営規程 第6条、第7条 ） 規約 第2章 第3条、第6条

- ・ 条文にある「委員の選出免除」は、本校に関する事柄であり、他校での経験は考慮しない。
- ・ 他校とは、本校以外の、公私立を問わず すべての学校園・保育所園をいうが、委員のうち免除対象となる生活部に相当する部門の場合では、高校、幼稚園、保育所園は対象としない。
- ・ 本校校区内の小・中学校を優先する理由は、その活動内容に『定期的な域内パトロール』を含むためである。
- ・ また他校での内定者で「原則免除」とされるのは、上記規定のほかには、本校での本部役員に相当する役職をいう。但し、養護学校の委員については、免除対象とする。
- ・ 本校校区内の地域福祉団体（自治会・コミュニティ・まちづくり協議会）の代表者について。こういう役務（えきむ）に 従事する人も、「免除」の対象に加える。

(2) (委員以外の) 『会員提案』 の取り扱いについて

① 本会の目的と方針に合致する場合

） 運営規程 第3条 前文 ） 規約 (第1章) 第2条、第3条、第4条、(第2章) 第1条、第8条

- ・ 通常、教育に関する内容、生徒の処遇に関する内容については、学年部会を通して提案されるように説明し、そこでの協議を経て、代表委員会に提案されるよう、学年の委員に対して依頼する。

(本部役員は、提案者の属する学年の委員に対して、協議開始を促す。⇒ 学年部会)

- ・ 地域内の事情に起因する提案は、生活部会を通して提案されるよう説明し、そこでの協議を経て代表委員会に提案されるよう、ブロックの委員に対して依頼する。

(本部役員は、提案者の属するブロックの委員に対して、協議開始を促す。⇒ 生活部会)

- ・ 代表委員会では、提案の趣旨について吟味し、取り扱いを決定する。

② 規約 第1章 第4条 (方針) に抵触するおそれがある場合

） 規約 (第2章) 第9条、第10条、第11条

- ・ 本部役員会の討議を経て、代表委員会で協議する。
- ・ 規約に従い、臨時委員総会において協議する。
- ・ **規約に抵触しないことを条件に**、提案の実現をめざして対応する。

長期に渡ると見込まれ、また 規約 (第3章) 第1条に規定されるような場合 (以下 引用)

「 常設組織内での対応が困難と想定される場合、『特別委員会』の設置を検討する。 」

短期に決着できる場合、規約 (第2章) 第8条 (2) -② の 臨時総会を招集し、趣旨と経過を説明の上、協議する。議決は、出席者の過半数をもって 成立する。

(3) 会員(及び他校PTA) の自発的かつ切実な課題解決をめぐる支援要請

- ◆ 署名要請等は、規約 第1章 第4条 (方針) に抵触しないことを条件に、本部役員会の協議を経て、受け入れる。
- ・ 必要に応じて、会員に周知する。
- ・ 要請者もしくはグループに対して、可能な範囲で 便宜を図る。
- ・ 後日、経過と結果について 代表委員会及び「PTAだより」等により、会員に報告する。

(4) 会長の責務と判断

- ・ 【1】 について、家庭事情により困難な場合、会長がその責任において判断し、裁可(さいか)する。
- ・ 会長は、本部役員会で判断根拠を示し、執行役員中 3分の2以上の賛成により決する。